平成18年12月20日

各　位

会 社 名 サンテレホン株式会社
代表者の役職氏名 取締役社長 山西 啓司
（ｺｰﾄﾞ番号8083 東証第一部 大証第一部）
問合せ先 総務部長 水口 要人
（TEL.０３－３６６５－１５６０）

当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ

当社は、平成 18 年 12 月 20 日開催の取締役会において、JIP-I 株式会社（以下、「公開買付者」といいます。）による当社株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）について、賛同の意を表明することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本表明にかかる決議は、本公開買付けが成立した場合には、その後公開買付者が当社を 100%子会社化する予定であること、及びその後当社株式が上場廃止となる予定であることを前提としております。

記

1. 公開買付者の概要

⑴商号	JIP-I 株式会社
⑵主な事業内容	投資事業
⑶設立年月日	平成 13 年 12 月 20 日
⑷本店所在地	東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号
⑸代表者	取締役　馬上　英実
⑹資本金	3 百万円
⑺大株主及び持株比率（平成 18 年 12 月 20 日現在）	JBP-Ⅰ株式会社が 100%を保有
⑻当社との関係	資本関係、人的関係、取引関係はありません。また、公開買付者は当社の関連当事者に該当いたしません。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

⑴ 本公開買付者について

公開買付者は日本産業パートナーズ株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役：馬上英実、以下、「JIP」といいます。）が発行済株式総数の50%及びBain Capital Partners LLC（以下、「ベインキャピタル」といいます。）が投資助言を行う投資ファンドが発行済株式総数の50%をそれぞれ保有するJBP-I株式会社（以下「JBP-I」とい

います。）の完全子会社であり、買収目的会社です。公開買付者は、当社の発行済株式のうち、当社が保有する自己株式を除いた全株式を取得する目的で、本公開買付けを実施いたします。なお、本公開買付けが成立することを条件に、本公開買付けの決済開始日までの間に、JIP及びベインキャピタルがそれぞれ運営又は投資助言をする投資ファンドがJBP-Iに出資を行い、さらにJBP-Iが当該出資によって得られる資金をもって公開買付者の株式を取得することが予定されております。

JIPは、本邦企業の事業再編・再構築に寄与する日本型プライベート・エクイティ事業を展開することを目的として、2002年11月に設立されております。本邦企業が在来の事業基盤を活かし企業の潜在力を活性化させ、事業成長を加速させるための資本の提供及び経営支援を実行しており、事業部門のカーブアウト案件等において、本邦で多数の投資実績を有しております。現在、日本産業第二号投資事業有限責任組合をはじめとする複数の投資事業有限責任組合を運営しております。

ベインキャピタルグループは、1984年にボストンで創設されて以来、これまで世界市場で累計250件の投資を行っています。投資対象分野は金融関連事業も含め消費財、小売、各種製造業、ヘルスケアなど多岐にわたりますが、投資先に対しては一貫して事業戦略面、経営管理面において経営陣を支援する経営支援型の投資運用を行い潜在成長力のある事業の成長と事業価値向上を実現した実績を多数持っております。

⑵　公開買付者と当社株主との間における公開買付けへの応募に係わる重要な合意に関する事項

本公開買付けについては、公開買付者は、当社の大株主であるダルトン・インベストメンツ・エルエルシー及びジェイエムビーオー・ファンド・リミテッド（当社の発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する所有株式数の割合（以下、「株式所有割合」といいます。）は、二者合計で約38.94%）、山西武雄氏（株式所有割合約8.32%）、並びに当社代表取締役である山西啓司（株式所有割合約1.26%、以下「当社代表取締役」といい、当社代表取締役の保有する当社株式を「代表取締役保有株式」といいます。）（以下、上記四者を総称し「当社特定大株主」といいます。）から、それぞれが保有する当社株式について、原則として本公開買付けに応募することの同意を得ております。また、公開買付者と当社特定大株主は、本公開買付けが成立することを条件に、当社特定大株主の本公開買付けへの応募株式に係る議決権について、平成19年3月下旬開催予定の当社の定時株主総会及び本公開買付けにおける決済日以前を基準日とする当社の臨時株主総会がもし開催された場合にはかかる臨時株主総会において、当該株主総会に関する株主としての一切の権利行使の代理権を、公開買付者又は公開買付者の指定する第三者に対して授与することについて合意しております。

⑶　本公開買付けに関する意見の内容及び理由

当社は、1948年に通信工事材料の卸販売会社として産声を上げ、いち早く情報通信機器の専門商社として、北は北海道から南は沖縄まで、全国を網羅する販売網を築き上げて参りました。また、1962年には、わが国のリースビジネスのパイオニアとして、電話交換機を中心とするリース事業を開始し、以来取り扱い製品を拡げ、あらゆる製品を取り扱う総合リース会社として発展いたしております。現在当社は、商社機能、金融機能、開発機能という異なる機能を有機的に活用した「複合機能企業」として成長するとともに、継続的に企業価値向上に努めて参りました。

2003年度より当社は、「変化を先取りし、独自のマーケットを創造する高付加価値企業を目指す」のビジョンのもと、2007年度を最終年度とする中長期経営計画「プランJ」をスタートさせており、全社をあげてこれらに取り組んでおりますが、昨今の情報通信事業分野における既存マーケットの成熟による受注獲得競争の激化、リース業界における新会計基準の導入、金利上昇局面という経済環境の変化、さらには大手リース企業の再編による規模拡大の動き等、当社を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。

当社はこのような環境下で「プランJ」を達成し、かつ、さらに中長期的な成長をとげていくためには、情報通信事業とリース事業の顧客基盤の共有化及び一体営業の推進等によるシナジー効果の更なる追求、従業員へのインセンティブプランの導入並びに事業提携等のM&A取引の積極的展開等を含め、変化を先取りし、独自性を追求するためのスピード感をもった戦略の策定・実行や戦略に沿った経営資源の更なる投入を行っていくことが必要であると考えております。

しかしながら、中長期的かつ持続的な成長を実現するためには、リース事業においては、経済環境の変化等へ対応すべく事業体制の再構築が必要であり、また、情報通信事業においては、新商品群の拡充やより高付加価値事業への先行投資等の柔軟かつ大胆な施策を実行していく必要がある一方、当社の短期的な業績向上には寄与しないおそれもあります。

かかる状況下、短期的な業績向上と中長期的な企業価値向上を同時に追求して経営を行うことは、当社の安定的かつ継続的成長を制約するものと考えております。

すなわち、当社の抱える資本政策上の問題を解決し、またその企業価値をより一層向上させるためには、迅速かつ安定的な事業遂行が可能とすることを目的として、当社の発行済株式(自己株式を除く)の100%を公開買付者が取得することが有効であり、また、当社が人材と事業基盤を活かし潜在成長力を発揮して中長期的な事業の拡大成長を実現するために、JIP及びベインキャピタルが蓄積した経営支援ノウハウ及び幅広いネットワークを活用し、事業戦略の策定、システムソリューション、ファイナンスのアレンジ等、様々な支援を受けることが、当社の企業価値の向上に資するものと判断いたしました。

以上の判断から、当社は、公開買付者の100%子会社として非公開化を行い、JIP及びベインキャピタルを中核安定株主としてかかる経営戦略を実行することが不可欠であるとの結論に至りました。

なお、本公開買付けの成立を条件として、当社代表取締役である山西啓司を含む当社の現経営陣及び従業員がJBP-Iに対して出資等を行う可能性があります。

また、公開買付者は、当社の事業内容、財務状況等、ジェイエムビーオー・ファン

ド・リミテッドによる当社に対する公開買付け前の過去 1 ヶ月間、過去 3 ヶ月間、過去 6 ヶ月間におけるそれぞれの当社の株価推移等の諸要素を総合的に勘案した上で、平成 18 年 11 月下旬からダルトン・インベストメンツ・エルエルシーとの間の独立当事者間における交渉を行い、平成 18 年 12 月 20 日開催の株主総会において本公開買付けの買付価格を 1,120 円とすることに決定したとのことであります。なお、買付価格は、当社株式の平成 18 年 12 月 19 日までの過去 6 ヶ月間の東京証券取引所における売買価格の終値の単純平均値 939 円(小数点以下四捨五入)に対して約 19%のプレミアムを加えた価格であり、本表明にかかる取締役会の前日の株式会社東京証券取引所公表の終値 1,005 円に約 11%を乗じた価格とのことであります。

(4) 本公開買付けに関する意見の根拠（買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避する措置の内容）

当社取締役会は、平成 18 年 12 月 20 日開催の当社取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、当社取締役 7 名全員一致で、本公開買付けの諸条件は妥当であると判断し、本公開買付けに賛同し、かつ、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨の決議をいたしました。

上記決議に先立ち、当該取締役会において、当社代表取締役から代表取締役保有株式については本公開買付けに応募する予定であること、本公開買付けが成立した場合には、代表取締役保有株式の売却代金を目途として、公開買付者の完全親会社である JBP-I に対して出資する予定であること及び本公開買付け成立後においても引き続き当社の代表取締役を務める予定であること等、当社代表取締役と公開買付者との関係について詳細な説明が行われました。かかる説明が行われた上で、本公開買付けに関する意見表明の決議方法についての協議を行いましたが、①当社の取締役会の構成は業務執行を担当する取締役 3 名、社外取締役 4 名の合計 7 名という構成で、独立した社外取締役の意見が十分に反映される構成となっていること、②本件公開買付けの成否は、当社の今後の経営の基本方針、従業員の処遇及び取引先との関係等に極めて重要な影響を及ぼす事項であること等を総合的に勘案し、当社代表取締役を含む取締役 7 名全員で十分に議論の上決議すべきとの結論に至り、上記のとおり当社取締役全員一致で決議しております。

なお、当社取締役会は、第三者機関であるみずほ証券株式会社より、当社株式価値に関する算定報告書を取得し、また、外部顧問弁護士であるあさひ・狛法律事務所の意見を徴した上で、その内容を参考にして、上記決議を行っております。

(5) 本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項等）

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は当社の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の3分の2以上の株式を取得することになりますが、本公開買付けで当社の自己株式を除いた全株式を取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、公開買付者を除く当社の株主に対して当社株式売却の機会を提供しつつ、当社を100%子会社化し、これらの手続を行った後、当社を吸収合併存続会社、公開買付者を吸収合併消滅会社として吸収合併することを計画しています。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、本公開買付けの決済日以降の日を基準日として、①当社を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すこと、及び③当社の当該株式の全部取得と引換えに別個の当社株式を交付すること、以上①ないし③を付議議案に含む臨時株主総会の開催を当社に要請する意向を有しており、当社はかかる要請に応じて臨時株主総会を開催することを検討しております。公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には当社の総議決権の3分の2以上を保有することになる予定であり、上記の臨時株主総会において上記各議案に賛成することが予定されています。上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として別個の当社株式が交付されることとなりますが、当該当社株式の上場申請は行わない予定です。また、当社の株主で交付されるべき当該当社株式の数が一株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数を売却することによって得られる金銭が交付されることになります。なお、当該端数の合計数の売却価格については、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定ですが、この金額が本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社の普通株式の数は本表明の日現在未定でありますが、当社が公開買付者の100%子会社となるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の当社の株主に対し交付しなければならない当社の普通株式の数が一株に満たない端数となるよう決定する予定であります。

上記①ないし③の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(i)又は(ii)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主各位において確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、①当社を会社法の規定する種類株式発行会社に変更し、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、③当該株式の全部取得と引換えに別個の当社株式を交付するという上記方法については、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者の株式所有割合及び公開買付者以外の当社株主の当社の株式の保有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者以外の当社の株主に対しては、最終的に現金を交付する方法の採用を予定しております。この場合における当該株主に交付する金銭の

額についても、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定ですが、この金額が本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。

また、当社は、平成18年12月20日開催の当社取締役会において、本公開買付けの成否に拘わらず、株主優待制度を継続すること、及び、平成18年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、分配可能額を超えないことを前提として1株当たり4円の配当を行う旨を決議しております。

(6) 上場廃止に関する見込み

公開買付者は、本公開買付において買付けを行う株券数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、東京証券取引所及び大阪証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合、当社の株券はそれぞれの取引所において所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、適用ある法令に従い、当社を完全子会社化することを予定しておりますので、その場合には当社の株券は上場廃止になります。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所及び大阪証券取引所において取引することはできません。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

以 上

（ご参考）JIP-I 株式会社による当社株式の買付け等の概要

（１）買付け等の期間

①届出当初の買付け等の期間

平成 18 年 12 月 21 日（木曜日）から平成 19 年 2 月 14 日（水曜日）まで（34 営業日）

②対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

（２）買付け等の価格　　１株につき 1,120 円

（３）買付け等の価格の算定根拠等

①　算定の基礎

本公開買付けの買付け価格は平成 18 年 12 月 19 日までの過去 6 ヶ月間の東京証券取引所における売買価格の終値の単純平均値 939 円（小数点以下四捨五入）に対して約 19%のプレミアムを加えた価格であり、本表明にかかる取締役会の前日の株式会社東京証券取引所公表の終値 1,005 円に約 11%を乗じた価格であります。

②　算定の経緯

公開買付者は、対象者の事業内容、財務状況等、ジェイエムビーオー・ファンド・リミテッドによる対象者に対する公開買付け前の過去 1 ヶ月間、過去 3 ヶ月間、過去 6 ヶ月間におけるそれぞれの対象者の株価推移等の諸要素を総合的に勘案した上で、平成 18 年 11 月下旬からダルトン・インベストメンツ・エルエルシー独立当事者間における交渉を行い、平成 18 年 12 月 20 日開催の株主総会において本公開買付けの買付価格を 1,120 円とすることに決定致しました。

（４）買付予定の株券等の数

株券等種類	①株式に換算した買付予定数	②株式に換算した超過予定数
株　券	21,151,000（株）	―
新株予約権証券	―	―
新株予約権付社債券	―	―
株券等預託証券（　）	―	―
合　計	21,151,000（株）	―

（注１）応募株券等の数の合計が買付予定数（21,151,000株）に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注２）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。ただし、応募に際しては、株券を提出する必要があります（株券が新光証券株式会社を通じて株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」といいます。）により保管されている場合は、株券を提出する必要は

ありません。)。

（注３）対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

（５）買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0（個）	（買付け等前における株券等所有割合 0.00%）
買付予定の株券等に係る議決権の数	21,151（個）	（買付け等後における株券等所有割合 66.67%）
対象者の総株主の議決権の数	31,190（個）	

（注１）買付予定の株券等に係る議決権の数は、本公開買付けにおける買付予定数21,151,000株に係る議決権の数です。

（注２）対象者の総株主の議決権の数は、対象者の平成18年9月26日提出の第58期半期報告書に記載された総株主の議決権の個数です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式についても対象としていますので、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成18年8月9日に発表した、平成18年12月期個別中間財務諸表の概要に記載された平成18年6月30日現在の発行済株式数 31,725,513株(平成18年6月30日現在の発行済株式総数から同平成18年12月期個別中間財務諸表の概要に記載された対象者が保有する平成18年6月30日現在の自己株式数 3,379,625株を控除した株式数)を元に、対象者の総株主の議決権の数を31,725個として計算しています。

（注３）応募株券等の数の合計が買付予定数を超えた場合でも、応募株券等の全部の買付け等を行いますので、買付け等を行った後における株券等所有割合は最大100%になります。

（注４）「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

（６）買付け等に要する資金　　23,689 百万円

（注）買付予定数（21,151,000株）に1株当たりの買付価格を乗じた金額を記載しています。応募株券等の数の合計が買付予定数以上のときは、応募株券等の全部の買付けを行います。対象者の平成18年6月30日現在の発行済株式総数から対象者が平成18年6月30日時点で保有する自己株式数を除いた株式数（31,725,513株）を買付けた場合の買付代金は最大35,532百万円になります。

（７）決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

新光証券株式会社　　東京都中央区八重洲二丁目４番１号

② 決済の開始日

平成 19 年 3月 2 日(金曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受

付をした公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

（８）その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数（21,151,000株）に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

証券取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ、ヲないしソ、第2号イ及びロ、第3号イないしチ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

公開買付期間中に対象者が株式の分割その他府令第13条第1項で定める行為を行った場合には、府令第19条第1項で定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前に応募を受けた株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付のうえ、解除書面（公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことに

ご注意ください。なお、対象者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤　買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥　訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦　公開買付けの結果の開示の方法

公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

（9）公開買付開始公告日　　平成 18 年 12 月 21 日（木曜日）

（10）公開買付代理人　　新光証券株式会社
みずほ証券株式会社
（但し、みずほ証券株式会社は、応募の受付、解除書面の受領、株券等の保管及び返還、ならびに買付け等の決済を行いません。）

（11）公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同決議がなされております。なお、対象者の取締役会は、利益相反を回避するため、みずほ証券株式会社を第三者機関として選定して株式評価を依頼し、その算定結果に基づき、本公開買付けの買付価格に異論はなく、本公開買付けに賛同することを対象者社外取締役を含む全員一致で決議しております。

公開買付者は、対象者の代表取締役社長である山西啓司氏より、本公開買付けに応募することの同意を得ています。

（12）投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、東京証券取引所及び大阪証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合、対象者の株券は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付の終了後に、適用ある法令に従い、対象者を完全子会社化することを予定しておりますので、その場合には対象者の株券は上場廃止になります。上場廃止後は、対象者株券を東京証券取引所及び大阪証券取引所において取引することはできません。

以　上

（ご参考：公開買付者記者発表資料）

平成 18 年 12 月 20 日

各　　位

会 社 名：ＪＩＰ－Ｉ株式会社
代表者名：取締役　馬上　英実
問合せ先：　　稲垣　伸一
（ＴＥＬ：　03－6266－5781　）

サンテレホン株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

当社（以下「公開買付者」という。）は、サンテレホン株式会社（銘柄コード　8083 東京証券取引所市場第一部および大阪証券取引所市場第一部、以下「対象者」という。）の株式を公開買付けにより取得することを本日決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．買付け等の目的

公開買付者は日本産業パートナーズ株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役：馬上英実､以下､｢JIP｣といいます。)が発行済株式総数の50%及びBain Capital Partners LLC（以下、「ベインキャピタル」といいます。）が投資助言を行う投資ファンドが発行済株式総数の50%をそれぞれ保有するJBP-I株式会社（以下「JBP-I」といいます。）の完全子会社であり、買収目的会社です。公開買付者は、対象者の発行済株式のうち、対象者が保有する自己株式を除いた全株式を取得する目的で、本公開買付けを実施いたします。なお、本公開買付けが成立することを条件に、本公開買付けの決済開始日までの間に、JIP及びベインキャピタルがそれぞれ運営又は投資助言をする投資ファンドがJBP-Iに出資を行い、さらにJBP-Iが当該出資によって得られる資金をもって公開買付者の株式を取得することが予定されております。

JIPは、本邦企業の事業再編・再構築に寄与する日本型プライベート・エクイティ事業を展開することを目的として、2002年11月に設立されております。本邦企業が在来の事業基盤を活かし企業の潜在力を活性化させ、事業成長を加速させるための資本の提供及び経営支援を実行しており、事業部門のカーブアウト案件等において、本邦で多数の投資実績

を有しております。現在、日本産業第二号投資事業有限責任組合をはじめとする複数の投資事業有限責任組合を運営しております。

ベインキャピタルグループは、1984年にボストンで創設されて以来、これまで世界市場で累計250件の投資を行っています。投資対象分野は金融関連事業も含め消費財、小売、各種製造業、ヘルスケアなど多岐にわたりますが、投資先に対しては一貫して事業戦略面、経営管理面において経営陣を支援する経営支援型の投資運用を行い、潜在成長力のある事業の成長と事業価値向上を実現した実績を多数持っております。

本公開買付けについては、公開買付者は、対象者の大株主であるダルトン・インベストメンツ・エルエルシー及びジェイエムビーオー・ファンド・リミテッド（対象者の発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する所有株式数の割合（以下、「株式所有割合」といいます。）は、二者合計で約38.94%）、山西武雄氏（株式所有割合約8.32%）、並びに対象者代表取締役である山西啓司氏（株式所有割合約1.26%。以下、対象者代表取締役の保有する株式を「代表取締役保有株式」といいます。）（以下、上記四者を総称し「対象者特定大株主」といいます。）から、それぞれが保有する対象者株式について、原則として本公開買付けに応募することの同意を頂いております。また、公開買付者と対象者特定大株主は、本公開買付けが成立することを条件に、対象者特定大株主の本公開買付けへの応募株式に係る議決権について、平成19年3月下旬開催予定の対象者の定時株主総会及び本公開買付けにおける決済日以前を基準日とする対象者の臨時株主総会がもし開催された場合にはかかる臨時株主総会において、当該株主総会に関する株主としての一切の権利行使の代理権を、公開買付者又は公開買付者の指定する第三者に対して授与することについて合意しております。

公開買付者は、対象者との間で、対象者の中長期的な企業価値向上に向け、様々な議論を行ってきました。そして、公開買付者は、対象者の株式の過去1年間における東京証券取引所における売買価格の終値を検討いたしました。その結果、ジェイエムビーオー・ファンド・リミテッドが、対象者に対して、公開買付け（以下「JMBO公開買付け」といいます。）を実施しているという事情があるので、当該JMBO公開買付け開始日の前日以前の東京証券取引所における売買価格の終値の株価推移を価格算定の要素とすることにいたしました。以上を踏まえ、対象者における市場株価推移を検討した結果、JMBO公開買付け開始前の過去1ヶ月間における平均株価は901円、過去3ヶ月間における平均株価は891円、過去6ヶ月間における平均株価は933円という結果を得ました。その上で、公開買付者は、対象者特定大株主との間で対象者特定大株主の保有する株式を、公開買付者が取得することについての交渉を行いました。公開買付者は、上記検討結果を参考に、対象者特定大株主であり、公開買付者とは独立の第三者であるダルトン・インベストメンツ・エルエルシーとの間で協議・交渉を実施し、買付価格を1株当たり1,120円とすることについて合意するに至りました。この合意を受けて、公開買付者は、株主総会において、本公開買付けの買付価格を、1株当たり1,120円とすることを決定致しました。なお、買付価格は、対象者株式の平成18年12月19日までの過去6ヶ月間の東京証券取引所における売買価格の終値の単

純平均値939円(小数点以下四捨五入)に対して約19%のプレミアムを加えた価格であります。

対象者は、1948年に通信工事材料の卸販売会社として産声を上げ、いち早く情報通信機器の専門商社として、北は北海道から南は沖縄まで、全国を網羅する販売網を築き上げてきました。また、1962年には、わが国のリースビジネスのパイオニアとして、電話交換機を中心とするリース事業を開始し、以来取り扱い製品を拡げ、あらゆる製品を取り扱う総合リース会社として発展しております。現在対象者は、商社機能、金融機能、開発機能という異なる機能を有機的に活用した「複合機能企業」として成長するとともに、継続的に企業価値向上に努めてきました。

2003年度より対象者は、「変化を先取りし、独自のマーケットを創造する高付加価値企業を目指す」のビジョンのもと、2007年度を最終年度とする中長期経営計画「プランJ」をスタートさせており、全社をあげてこれらに取り組んでおりますが、昨今の情報通信事業分野における既存マーケットの成熟による受注獲得競争の激化、リース業界における新会計基準の導入、金利上昇局面という経済環境の変化、さらには大手リース企業の再編による規模拡大の動き等、対象者を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。

対象者は、このような環境下で「プランJ」を達成し、かつ、さらに中長期的な成長をとげていくためには、情報通信事業とリース事業の顧客基盤の共有化及び一体営業の推進等によるシナジー効果の更なる追求、従業員へのインセンティブプランの導入や事業提携等のM&A取引の積極的展開等を含め、変化を先取りし、独自性を追求するためのスピード感をもった戦略の策定・実行や戦略に沿った経営資源の更なる投入を行っていくことが必要であると考えております。

しかしながら、中長期的且つ持続的な成長を実現するためには、リース事業においては、経済環境の変化等へ対応すべく事業体制の再構築が必要であり、また、情報通信事業においては、新商品群の拡充やより高付加価値事業への先行投資等の柔軟かつ大胆な施策を実行していく必要がある一方、対象者の短期的な業績向上には寄与しない恐れもあります。

かかる状況下、短期的な業績向上と中長期的な企業価値向上を同時に追求して経営を行うことは、対象者の安定的かつ継続的な成長を制約するものと考えております。

そこで、対象者は、公開買付者の100%子会社として非公開化を行い、JIP及びベインキャピタルを中核安定株主としてかかる経営戦略を実行することが不可欠であるとの結論に至りました。

公開買付者は、かかる対象者経営陣の意向を受け、対象者の抱える資本政策上の問題を解決し、またその企業価値をより一層向上させるために、迅速かつ安定的な事業遂行が可能となるよう、対象者の発行済株式（自己株式を除く）の100%の取得を目指すために本公開買付けを行うことを決定いたしました。公開買付者は、対象者が人材と事業基盤を活かし潜在成長力を発揮して中長期的な事業の拡大成長を実現するために、JIP及びベインキャピタルが蓄積した経営支援ノウハウ及び幅広いネットワークを活用し、事業戦略の策定、システムソリューション、ファイナンスのアレンジ等、様々な支援を行う予定です。

また、本公開買付けの成立を条件として、山西啓司氏を含む対象者の現経営陣及び従業員がJBP-Iに対して出資等を行う可能性があります。

また、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーその他ダルトン関係者は本公開買付け及びその後の対象者の非公開化について全面的に賛同する意向を表明しており、本公開買付け終了後、JBP-Ⅰに対して少数株主として資本参加することも検討しております。

本公開買付け後、以下に述べる方法により対象者が公開買付者の完全子会社となった後、公開買付者及び対象者は、対象者を吸収合併存続会社、公開買付者を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行う予定です。かかる吸収合併の後、対象者においては、株式会社みずほコーポレート銀行との間で金銭消費貸借契約を締結し、総額金370億円を借り入れ、その保有する不動産等の資産に当該金銭消費貸借契約に基づく金銭債権を被担保債権とする担保設定を行う予定です。

なお、対象者は、対象者取締役会において、本公開買付けの成否に拘わらず、株主優待制度を継続すること、及び、平成18年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、配当可能を前提として1株当たり4円の配当を行う旨を決議しております。

対象者取締役会においては、第三者機関より、対象者株式価値に関する算定報告書を取得し、また、外部の法律事務所の意見を徴した上で、その内容を参考にして、平成18年12月20日開催の取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、取締役7名全員一致で、本公開買付けの諸条件は妥当であると判断し、本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨の決議をしています。上記決議に先立ち、当該取締役会において、対象者代表取締役から代表取締役保有株式については本公開買付けに応募する予定であること、本公開買付けが成立した場合には、代表取締役保有株式の売却代金を目途として、公開買付者の完全親会社であるJBP-Iに対して出資する予定であること及び本公開買付け成立後においても引き続き対象者の代表取締役を務める予定であること等、対象者代表取締役と公開買付者との関係について詳細な説明が行われました。かかる説明が行われた上で、本公開買付けに関する意見表明の決議方法についての協議を行いましたが、①対象者の取締役会の構成は業務執行を担当する取締役3名、社外取締役4名の合計7名という構成で、独立した社外取締役の意見が十分に反映される構成となっていること、②本公開買付けの成否は、対象者の今後の経営の基本方針、従業員の処遇及び取引先との関係等に極めて重要な影響を及ぼす事項であること等を総合的に勘案し、対象者代表取締役を含む取締役7名全員で十分に議論の上決議すべきとの結論に至り、上記のとおり対象者取締役全員一致で決議しております。

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は対象者の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の3分の2以上の株式を取得することになりますが、本公開買付けで対象者の自己株式を除いた全株式を取得できなかった場合には、公開買付者は、以下の方法により、公開買付者を除く対象者の株主に対して対象者株式売却の機会を提供しつつ、対象者を100%子会社化し、これらの手続を行った後、対象者を吸収合併存続会社、公開買付者を吸収合併消滅会社として吸収合併することを計画しています。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、本公開買付けの決済日以降の日を基準日として、①対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すこと、及び③対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の対象者株式を交付すること、以上①ないし③を付議議案に含む臨時株主総会の開催を対象者に要請する意向を有しており、対象者はかかる要請に応じて臨時株主総会を開催することを検討しております。公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には対象者の総議決権の3分の2以上を保有することになる予定であり、上記の臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別個の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主で交付されるべき当該対象者株式の数が一株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数を売却することによって得られる金銭が交付されることになります。なお、当該端数の合計数の売却価格については、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定ですが、この金額が本公開買付けの買付価格を基準として算定される価格と異なることがあり得ます。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の数は届出書提出日現在未定でありますが、対象者が公開買付者の100%子会社となるよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が一株に満たない端数となるよう決定する予定であります。

上記①ないし③の手続きに関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(i)又は(ii)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、①対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更し、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、③当該株式の全部取得と引換えに別個の対象者株式を交付するという上記方法については、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者の株式所有割合及び公開買付者以外の対象者株主の対象者の株式の保有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者以外の対象者の株主に対しては、最終的に現金を交付する方法の採用を予定しております。この場合における当該対象者株主に交付する金銭の額についても、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定ですが、この金額が本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。

なお、本公開買付けは、上記臨時株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものでは一切ありません。また、上記の各手続における税務上の取扱については、株主各位により税務専門家にご確認下さい。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、東京証券取引所及び大阪証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合、対象者の株券は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、適用ある法令に従い、対象者を完全子会社化することを予定しておりますので、その場合には対象者の株券は上場廃止になります。上場廃止後は、対象者株券を東京証券取引所及び大阪証券取引所において取引することはできません。

２．買付け等の概要

（１）対象者の概要

<table>
<tr><td>① 商　　号</td><td colspan="2">サンテレホン株式会社</td></tr>
<tr><td>② 事 業 内 容</td><td colspan="2">リース業電子通信機器、情報処理機器、同部品、同工事諸材料及び各種電気機械器具の製造、販売、修理、検査、賃貸借、保守並びにこれに付随する業務</td></tr>
<tr><td>③ 設 立 年 月 日</td><td colspan="2">昭和 23 年 12 月 11 日</td></tr>
<tr><td>④ 本 店 所 在 地</td><td colspan="2">東京都中央区日本橋人形町一丁目２番２号</td></tr>
<tr><td>⑤ 代表者の役職・氏名</td><td colspan="2">取締役社長　　山西　啓司</td></tr>
<tr><td>⑥ 資　　本　　金</td><td colspan="2">10,758 千円（平成 18 年 6 月 30 日現在）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">⑦ 大株主及び持株比率</td><td>シージーエムエルアイピービーカスタマーコラテラルアカウント
（常任代理人　シティバンク・エヌ・エイ東京支店）</td><td>14.02%</td></tr>
<tr><td>山西武雄</td><td>7.52%</td></tr>
<tr><td>ノーザントラストカンパニーエイブイエフシーアカウントノントリーティー
（常任代理人　香港上海銀行東京支店）</td><td>6.14%</td></tr>
<tr><td>株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行</td><td>5.65%</td></tr>
<tr><td>株式会社みずほコーポレート銀行</td><td>4.27 %</td></tr>
<tr><td colspan="2">(注 1)上記は、対象者が平成 18 年 9 月 26 日に提出した第 58 期半期報告書より引用しております。
(注 2)自己株式（3,379 千株、所有株式の割合 9.63%）は、上記の表に含めておりません。(注 3) 平成 18 年 11 月 15 日付（報告義務発生日平成 18 年 11 月 9 日）でジェイエムビーオー・ファンド・リミテッドより大量保有報告書（変更報告書）が関東財務局長に提出されております。その内容は以下のとおりであります。
<table>
<tr><th>大量保有者名</th><th>保有株券等の数</th><th>株券等保有割合</th></tr>
<tr><td>ジェイエムビーオー・ファンド・リミテッド(JMBO Fund Ltd.)</td><td>7,484,000 株</td><td>21.32%</td></tr>
<tr><td>ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー(Dalton Investments LLC)</td><td>12,354,000 株</td><td>35.19%</td></tr>
</table>
ジェイエムビーオー・ファンド・リミテッドの保有株券等の数（7,484,000 株）は、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーの保有株券等の数（12,354,000 株）に含まれます。</td></tr>
</table>

⑧	買付者と対象者の関係等	資本関係	該当事項はありません。
		人的関係	該当事項はありません。
		取引関係	該当事項はありません。
		関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

（2）買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成18年12月21日（木曜）から平成19年2月14日（水曜）まで（34営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（3）買付け等の価格　　1株につき、1,120円

（4）買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、対象者との間で、対象者の中長期的な企業価値向上に向け、様々な議論を行ってきました。そして、公開買付者は、対象者の株式の過去1年間における東京証券取引所における売買価格の終値を検討いたしました。その結果、ジェイエムビーオー・ファンド・リミテッドが、対象者に対して、公開買付けを実施しているという事情があるので、当該JMBO公開買付け開始日の前日以前の東京証券取引所における売買価格の終値の株価推移を価格算定の要素とすることにいたしました。

以上を踏まえ、対象者における市場株価推移を検討した結果、JMBO公開買付け開始前の過去1ヶ月間における平均株価は901円、過去3ヶ月間における平均株価は891円、過去6ヶ月間における平均株価は933円という結果を得ました。

その上で、公開買付者は、対象者特定大株主との間で対象者特定大株主の保有する株式を、公開買付者が取得することについての交渉を行いました。公開買付者は、上記検討結果を参考に、対象者特定大株主であり、公開買付者とは独立の第三者であるダルトン・インベストメンツ・エルエルシーとの間で協議・交渉を実施し、買付価格を1株当たり1,120円とすることについて合意するに至りました。

この合意を受けて、公開買付者は、株主総会において、本公開買付けの買付価格を

、1株当たり1,120円とすることを決定致しました。なお、本公開買付けの買付け価格は平成18年12月19日までの過去6ヶ月間の東京証券取引所における売買価格の終値の単純平均値939円（小数点以下四捨五入）に対して約19%のプレミアムを加えた価格であります。

② 算定の経緯

公開買付者は、対象者との間で、平成18年秋頃より、対象者の中長期的な企業価値向上に向け、様々な議論を行ってきました。そして、公開買付者は、平成18年11月13日より、対象者の株式の過去1年間における東京証券取引所における売買価格の終値を検討いたしました。その結果、ジェイエムビーオー・ファンド・リミテッドが、対象者に対して、平成18年10月19日から平成18年11月8日にかけて公開買付けを実施しているという事情があるので、当該JMBO公開買付け開始日の前日以前の東京証券取引所における売買価格の終値の株価推移を価格算定の要素とすることにいたしました。

以上を踏まえ、対象者における市場株価推移を検討した結果、JMBO公開買付け開始前の過去1ヶ月間における平均株価は901円、過去3ヶ月間における平均株価は891円、過去6ヶ月間における平均株価は933円という結果を得ました。

その上で、公開買付者は、対象者特定大株主との間で対象者特定大株主の保有する株式を、公開買付者が取得することについての交渉を行いました。公開買付者は、上記検討結果を参考に、平成18年11月27日、12月1日の2回にわたって、対象者特定大株主であり、公開買付者とは独立の第三者であるダルトン・インベストメンツ・エルエルシーとの間で協議・交渉を実施し、平成18年12月1日付で、買付価格を1株当たり1,120円とすることについて合意するに至りました。

この合意を受けて、公開買付者は、平成18年12月20日開催の株主総会において、本公開買付けの買付価格を、1株当たり1,120円とすることを決定致しました。

他方、対象者取締役会においては、第三者機関より、対象者株式価値に関する算定報告書を取得し、また、外部の法律事務所の意見を徴した上で、その内容を参考にして、平成18年12月20日開催の取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、取締役7名全員一致で、本公開買付けの諸条件は妥当であると判断し、本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨の決議をしています。上記決議に先立ち、当該取締役会において、対象者代表取締役から代表取締役保有株式については本公開買付けに応募する予定であること、本公開買付けが成立した場合には、代表取締役保有株式の売却代金を目途として、公開買付者の完全親会社であるJBP-Iに対して出資する予定であること及び本公開買付け成立後においても引き続き対象者の代表取締役を務める予定であること等、対象者代表取締役と公開買付者との関係について詳細な説明が行われました。かかる説明が行われた上で、本公開買付けに関する意見表明の決議方法についての協議を行いましたが、①

対象者の取締役会の構成は業務執行を担当する取締役3名、社外取締役4名の合計7名という構成で、独立した社外取締役の意見が十分に反映される構成となっていること、②本公開買付けの成否は、対象者の今後の経営の基本方針、従業員の処遇及び取引先との関係等に極めて重要な影響を及ぼす事項であること等を総合的に勘案し、対象者代表取締役を含む取締役7名全員で十分に議論の上決議すべきとの結論に至り、上記のとおり対象者取締役全員一致で決議しております。

③　算定機関との関係

該当事項はありません。

（５）買付予定の株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した買付予定数	② 株式に換算した超過予定数
株券	21,151,000株	―
新株予約権証券	―	―
新株予約権付社債券	―	―
株券等預託証券(　　)	―	―
合計	21,151,000株	―

（６）買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	― 個	（買付け等前における株券等所有割合 0.00%）
買付予定の株券等に係る議決権の数	21,151個	（買付け等後における株券等所有割合 66.67%）
対象者の総株主の議決権の数	31,190個	

（注４）　買付予定の株券等に係る議決権の数は、本公開買付けにおける買付予定数21,151,000株に係る議決権の数です。

（注５）　対象者の総株主の議決権の数は、対象者の平成18年9月26日提出の第58期半期報告書に記載された総株主の議決権の個数です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式についても対象としていますので、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成18年8月9日に発表した、平成18年12月期個別中間財務諸表の概要に記載された平成18年6月30日現在の発行済株式数31,725,513株(平成18年6月30日現在の発行済株式総数から同平成18年12月期個別中間財務諸表の概要に記載された対象者が保有する平成18年6月30日現在の自己株式数 3,379,625株を控除した株式数)を元に、対象者の総株主の議決権の数を31,725個として計算しています。

（注６）　応募株券等の数の合計が買付予定数(21,151,000株)を超えた場合でも、応募株券等の全部の買付け等を行いますので、買付け等後における株券等所有割合は最大100%になります。

（注７）　「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

（７）買付代金　　23,689,120,000円

（注）「買付代金」は、買付予定数（21,151,000株）に1株当たりの買付価格を乗じた金額を記載しています。応募株券等の数の合計が買付予定数以上のときは、応募株券等の全部の買付けを行います。対象者の平成18年6月30日現在の発行済株式総数から対象者が平成18年6月30日時点で保有する自己株式数を除いた株式数

（31,725,513 株）を買付けた場合の買付代金は最大 35,532,574,560 円になります。

（８）決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

新光証券株式会社　　東京都中央区八重洲二丁目４番１号

② 決済の開始日

平成 19 年 3 月 2 日(金曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受付をした公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

（９）その他買付け等の条件及び方法

① 【法第27条の13第４項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数（21,151,000株）に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ、ヲないしソ、第2号イ及びロ、第3号イないしチ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

公開買付期間中に対象者が株式の分割その他令第13条第1項で定める行為を行った場合には、府令第19条第1項で定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前に応募を受けた株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

④ 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付のうえ、解除書面（公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。なお、当社は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

解除書面を受領する権限を有する者

新光証券株式会社　　東京都中央区八重洲二丁目４番１号

(その他新光証券株式会社全国各支店)

（10）公開買付開始公告日

平成 18 年 12 月 21 日（木曜日）

（11）公開買付代理人

新光証券株式会社　　東京都中央区八重洲二丁目４番１号

みずほ証券株式会社　　東京都千代田区大手町一丁目５番１号

（但し、みずほ証券株式会社は、応募の受付、解除書面の受領、株券等の保管及び返還、ならびに買付け等の決済を行いません。）

３．その他

（１）公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者は、対象者との間で、対象者の中長期的な企業価値向上に向け、様々な議論を行ってきました。そして、公開買付者は、対象者の株式の過去1年間における東京証券取引所における売買価格の終値を検討いたしました。その結果、ジェイエムビーオー・ファンド・リミテッドが、対象者に対して、公開買付けを実施しているという事情があるので、当該JMBO公開買付け開始日の前日以前の東京証券取引所における売買価格の終値の株価推移を価格算定の要素とすることにいたしました。以上を踏まえ、対象者における市場株価推移を検討した結果、JMBO公開買付け開始前の過去1ヶ月間における平均株価は901円、過去3ヶ月間における平均株価は891円、過去6ヶ月間における平均株価は933円という結果を得ました。その上で、公開買付者は、対象者特定大株主との間で対象者特定大株主の保有する株式を、公開買付者が取得することについての交渉を行いました。公開買付者は、上記検討結果を参考に、対象者特定大株主であり、公開買付者とは独立の第三者であるダルトン・インベストメンツ・エルエルシーとの間で協議・交渉を実施し、買付価格を1株当たり1,120円とすることについて合意するに至りました。この合意を受けて、公開買付者は、株主総会において、本公開買付けの買付価格を、1株当たり1,120円とすることを決定致しました。

対象者は、1948年に通信工事材料の卸販売会社として産声を上げ、いち早く情報通信機器の専門商社として、北は北海道から南は沖縄まで、全国を網羅する販売網を築き上げてきました。また、1962年には、わが国のリースビジネスのパイオニアとして、電話交換機を中心とするリース事業を開始し、以来取り扱い製品を拡げ、あらゆる製品を取り扱う総合リース会社として発展しております。現在対象者は、商社機能、金融機能、開発機能という異なる機能を有機的に活用した「複合機能企業」として成長するとともに、継続的に企業価値向上に努めてきました。

2003年度より対象者は、「変化を先取りし、独自のマーケットを創造する高付加価値企業を目指す」のビジョンのもと、2007年度を最終年度とする中長期経営計画「プランJ」をスタートさせており、全社をあげてこれらに取り組んでおりますが、昨今の情報通信事業分野における既存マーケットの成熟による受注獲得競争の激化、リース業界における新会計基準の導入、金利上昇局面という経済環境の変化、さらには大手リース企業の再編による規模拡大の動き等、対象者を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。

対象者は、このような環境下で「プランJ」を達成し、かつ、さらに中長期的な成長をとげていくためには、情報通信事業とリース事業の顧客基盤の共有化及び一体営業の推進等によるシナジー効果の更なる追求、従業員へのインセンティブプランの導入や事業提携等のM&A取引の積極的展開等を含め、変化を先取りし、独自性を追求するためのスピード感をもった戦略の策定・実行や戦略に沿った経営資源の更なる投入を行っていくことが必要であると考えております。

しかしながら、中長期的且つ持続的な成長を実現するためには、リース事業においては、経済環境の変化等へ対応すべく事業体制の再構築が必要であり、また、情報通信事業においては、新商品群の拡充やより高付加価値事業への先行投資等の柔軟かつ大胆な施策を実行していく必要がある一方、対象者の短期的な業績向上には寄与しない恐れもあります。

かかる状況下、短期的な業績向上と中長期的な企業価値向上を同時に追求して経営を行うことは、対象者の安定的かつ継続的な成長を制約するものと考えております。

そこで、対象者は、公開買付者の100%子会社として非公開化を行い、JIP及びベインキャピタルを中核安定株主としてかかる経営戦略を実行することが不可欠であるとの結論に至りました。

公開買付者は、かかる対象者経営陣の意向を受け、対象者の抱える資本政策上の問題を解決し、またその企業価値をより一層向上させるために、迅速かつ安定的な事業遂行が可能となるよう、対象者の発行済株式（自己株式を除く）の100%の取得を目指すために本公開買付けを行うことを決定いたしました。

対象者取締役会においては、第三者機関より、対象者株式価値に関する算定報告書を取得し、また、外部の法律事務所の意見を徴した上で、その内容を参考にして、平成18年12月20日開催の取締役会において、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、取締役7名全員一致で、本公開買付けの諸条件は妥当であると判断し、本公開買付けに賛同し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨の決議をしています。上記決議に先立ち、当該取締役会において、対象者代表取締役から代表取締役保有株式については本公開買付けに応募する予定であること、本公開買付けが成立した場合には、代表取締役保有株式の売却代金を目途として、公開買付者の完全親会社であるJBP-Iに対して出資する予定であること及び本公開買付け成立後においても引き続き対象者の代表取締役を務める予定であること等、対象者代表取締役と公開買付者との関係について詳細な説明が行われました。かかる説明が行われた上で、本公開買付けに関する意見表明の決議方法についての協議を行いましたが、①対象者の取締役会の構成は業務執行を担当する取締役3名、社外取締役4名の合計7名という構成で、独立した社外取締役の意見が十分に反映される構成となっていること、②本公開買付けの成否は、対象者の今後の経営の基本方針、従業員の処遇及び取引先との関係等に極めて重要な影響を及ぼす事項であること等を総合的に勘案し、対象者代表取締役を含む取締役7名全員で十分に議論の上決議すべきとの結論に至り、上記のとおり対象者取締役全員一致で決議しております。

公開買付者は、対象者の代表取締役社長である山西啓司氏より、本公開買付けに応募することの同意を得ています。

（2）投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、東京証券取引所及び大阪証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合、対象者の株券は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、適用ある法令に従い、対象者を完全子会社化することを予定しておりますので、その場合には対象

者の株券は上場廃止になります。上場廃止後は、対象者株券を東京証券取引所及び大阪証券取引所において取引することはできません。

② 対象者は、平成18年9月26日に第58期中半期報告書を提出しております。当該半期報告書に基づく、対象者の中間損益の状況は以下のとおりです。

1)【損益の状況】

中間会計期間	平成 18 年 12 月期（第 58 期中）
売上高（百万円）	22,611
売上原価（百万円）	19,965
販売費及び一般管理費（百万円）	1,351
営業外収益（百万円）	57
営業外費用（百万円）	84
中間純利益（百万円）	752

2)【１株あたりの状況】

中間会計期間	平成 18 年 12 月期（第 58 期中）
１株当たり当期純損益（円）	23.72
１株当たり配当額（円）	4.00
１株当たり純資産額（円）	1,141.88

以　上